

# ストックオプションへの評価と 会計処理について

(株)Crowe Watanaabe CT  
(商工研相談業務委嘱先)  
公認会計士

長井一浩



**Q** 従業員のモチベーションアップのため、ストックオプションの導入を考えています。会計処理について教えてください。



**A** 1. はじめに  
近年、従業員や取締役等に対するインセンティブプランとしてのストックオプションの利用が目まぐるしく増えています。本稿では、あらためてその会計処理および未上場企業における取り扱いも含め、「ストックオプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会第8号。以下、「基準」)および「ストックオプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号。以下、「指針」)を中心に解説します。

## 2. ストックオプションとは

ストックオプションとは、自社の株式を原資産とするコール

オプション(一定の金額の支払により、原資産である自社の株式を取得する権利)のうち、企業がその従業員や取締役等(以下、「従業員等」)に、報酬として付与するものをいいます(基準第2項)。

## 3. ストックオプションに関する会計処理

(1) 権利確定日以前の会計処理  
ストックオプションを付与し、これに応じて企業が従業員等から取得するサービスは、その取得に応じて費用として計上し、対応する金額を、ストックオプションの権利の行使または失効が確定するまでの間、貸借対照表の純資産の部に「新株予約権」として計上します(基準第4項)。

各会計期間における費用計上額は、ストックオプションの公正な評価額のうち、対象勤務期間を基礎とする方法その他の合理的な方法に基づき当期に発生したと認められる額です。ストックオプションの公正な評価額は、公正な評価単価にストックオプション数を乗じて算定します(基準第5項)。

ストックオプションの公正な評価単価の算定は、次のように行います。

- ・付与日現在で算定し、条件変更の場合を除き、その後は見直さない。
- ・ストックオプションは、通常、市場価格を観察できないため、株式オプションの合理的な評価の見積りに広く受け入れられている算定技法(代表的な手法として、ブラック・ショールズモデル、二項モデル等)を利用する。算定技法の利用にあたっては、付与するストックオプションの特性や条件等を適切に反映するよう、必要に応じて調整を加える。ただし、失効の見込み

についてはストックオプション数に反映させるため、公正な評価単価の算定上は考慮しない(基準第6項)。

(2) 権利確定日後の会計処理  
ストックオプションが権利行使され、これに対して新株を発行した場合には、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替えます(基準第8項)。

権利不行使による失効が生じた場合には、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を失効が確定した期に利益として計上します(基準第9項)。

(3) ストックオプションに係る条件変更の会計処理

① ストックオプションの公正な評価単価を変動させる条件変更

条件変更日におけるストックオプションの公正な評価単価が、付与日における公正な評価単価

を上回る場合には、条件変更前までの費用計上に加え、条件変更日における公正な評価単価が付与日のそれを上回る部分を増加して計上します。

条件変更日におけるストックオプションの公正な評価単価が、付与日における公正な評価単価以下となる場合には、条件変更日以後においても、条件変更前から行われてきた費用計上を継続します。

なお、新たな条件のストックオプションの付与と引き換えに、当初付与したストックオプションを取り消す場合には、実質的に当初付与したストックオプションの条件変更と同じ実態を有すると考えられる限り、ストックオプションの条件変更とみなして会計処理を行います（基準第10項）。

②ストックオプション数を変動させる条件変更  
ストックオプションの権利確定条件を変更する等の条件変更により、ストックオプション数を変動させた場合には、条件変更前までの費用計上を継続して行うことに加え、条件変更によ

るストックオプション数の変動に見合う、ストックオプションの公正な評価額の変動額を、合理的な方法に基づき、残存期間にわたって計上します（基準第11項）。

③費用の合理的な計上期間を変更させる条件変更  
ストックオプションの対象勤務期間の延長または短縮により、費用の合理的な計上期間を変更させた場合には、当該条件変更

前の残存期間に計上すると見込んでいた金額を、合理的な方法に基づき、新たな残存期間にわたって費用計上します（基準第12項）。

(4)未公開企業における取り扱い  
未公開企業については、ストックオプションの公正な評価単価に代え、ストックオプションの単位当たりの本源的価値の見積りに基づいて会計処理を行うことができます。また、付与日現在でストックオプションの単位当たりの本源的価値を見積り、その後は見直しません。  
「単位当たりの本源的価値」とは、算定時点においてスト

クオプションが権利行使されると仮定した場合の単位当たりの価値であり、当該時点における自社の株式と行使価格との差額をいいます（基準第13項）。

本源的価値Ⅱ  
自社の株式価値－行使価格

(5)未公開企業における自社の株式価値の評価方法  
一般に、市場価格を参照できない場合の株式価値の評価方法として、純資産法、ディスカウ

ンテッド・キャッシュフロー（DCF）法、配当還元法、類似企業比準法等、実務上さまざまな方法が用いられています。どのような評価方法が最も適切であるかは、それぞれの企業の置かれた状況等、条件によって異なるため、あらかじめ会計基準として定めてはいません。しかし、例えば株式を第三者に新規に発行する場合に、価格を決定する際に用いられるような合理的な評価方法であることが必要と考えられます（指針第60項）。

(6)ストックオプションの公正な評価単価の算定方法  
ストックオプションの公正な

評価単価の算定に用いる算定技法は、次の要件を満たす必要があります。

① 確立された理論を基礎としており、実務で広く適用されていること

② 権利確定の見込み数を除き、算定の対象となるストックオプションの以下のような主要な特性をすべて反映していること

- ・株式オプションに共通する特性・オプションの行使価格／オプションの満期までの期間／算定時点における株価／株価変動性（見積値）／配当額（見積値）／無リスクの利子率（割引率）

（指針第5・6項）  
・ストックオプションは通常、譲渡が禁止（または制限）されていることが多いため、その特性を反映する。ブラック・シヨールズモデルを用いる場合には、オプションの満期までの期間に代えて、算定時点から権利行使されると見込まれる平均的な時期（予想残存期間）を用いる（指針第7項）。

